

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月23日
【会社名】	株式会社メタプラネット
【英訳名】	Metaplanet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696 (代表)
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696 (代表)
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式 (B 種種類株式)
【発行登録書の提出日】	2025年8月1日
【発行登録書の効力発生日】	2025年8月9日
【発行登録書の有効期限】	2027年8月8日
【発行登録番号】	7 - 関東 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 277,500,000,000円
【発行可能額】	277,500,000,000円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2025年12月23日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年8月1日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」、「第一部 募集又は売出しに関する特別記載事項」及び「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」の記載について訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

発行登録書の内容を以下の内容に差替えます。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
株式会社メタプラネット B種種類株式 (以下「B種種類株式」といいます。)	未定 (注)2	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数 100株 B種種類株式に係るその他の内容につきましては、後記「摘要 (B種種類株式の内容)」をご参照ください。

(注)1 当社は、2025年8月1日付の当社取締役会の決議において、株式会社メタプラネットA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)及びB種種類株式(以下、A種種類株式とあわせて、個別に又は総称して「当社種類株式」といいます。)の新設等に係る定款一部変更に関する議案を2025年9月1日開催の当社臨時株主総会に付議することを決議し、同臨時株主総会における同議案の承認により、定款にB種種類株式に係る定めが新設されました。また、当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会の決議において、当社種類株式に関する定款の規定の変更等に係る定款一部変更に関する議案(以下「本定款変更議案」とい)、提案された一部変更後の定款を「変更後定款」といいます。)を2025年12月22日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、本臨時株主総会における本定款変更議案の承認により、定款は変更後定款どおりに変更されました。

なお、当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会の決議において、Nautical Funding Ltd.、SMALLCAP World Fund, Inc.、Anson Opportunities Master Fund LP、Anson Investments Master Fund LP、Ghisallo Master Fund LP及びAnson East Master Fund LPに対して第三者割当の方法によるB種種類株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)に関する議案を本臨時株主総会に付議することも決議し、本臨時株主総会における同議案の承認により、本第三者割当が決定されましたが、本第三者割当は、海外における募集であり、国内における募集は一切行われません。本第三者割当については、金融商品取引法(昭和22年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に基づく臨時報告書を2025年11月20日付で提出し、金融商品取引法に基づく臨時報告書の訂正報告書を2025年11月21日付で提出しております。

- 当社の変更後定款において、B種種類株式の発行数の上限を555,000,000株としておりますが、国内における具体的な発行数は未定であり、本書記載の発行予定額(277,500,000,000円)の範囲内で取締役会の決議により決定する予定です(かかる決議を以下「発行決議」といいます。)。当社種類株式を実際に国内において発行するためには、今後、投資家の皆様との意見交換に加え、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)や財務当局、引受証券会社との対話を含めた多くの検討が必要となります。これらの検討の結果、そもそも国内において当社種類株式の発行に至らない可能性もあります。
- 当社は、将来的には、当社種類株式の上場を目指しておりますが、種類株式の上場には、東証との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要があり、また、証券会社による当社種類株式の引受けの可否が現時点では未定であるため、最終的に当社種類株式の上場が認められない可能性があります。

摘要(B種種類株式の内容)

当社は、B種種類株式については、配当や残余財産の分配の場面においてA種種類株式に劣後するものの、いつでも行使できる取得請求権を付することで、株価上昇時のキャピタル・ゲインをより享受しやすい設計としております。また、海外機関投資家との対話を通じて把握した市場ニーズを踏まえ、配当頻度を年4回(四半期配当)としております。なお、特定日の到来を条件として自動的に取得がなされる一斉取得条項や、当社の任意の裁量による取得を可能とする取得条項は設けておりません。

B種種類株式の内容の詳細は以下のとおりであります。

イ 配当金

- (1) B種種類配当金

当社は、3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を基準日（以下「B種種類配当基準日」といいます。）として剰余金の配当を行うときは、当該B種種類配当基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」といいます。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、「B種種類株主等」といいます。）に対し、当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）を有する株主（以下「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて、「普通株主等」といいます。）に先立ち、B種種類株式1株につき、当該B種種類配当基準日に係る四半期配当期間（以下に定義します。）に関して下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」といいます。）を行います。

「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいいます。

- () 每年3月31日を基準日とする配当：同年1月1日から同年3月31日まで
- () 每年6月30日を基準日とする配当：同年4月1日から同年6月30日まで
- () 每年9月30日を基準日とする配当：同年7月1日から同年9月30日まで
- () 每年12月31日を基準日とする配当：同年10月1日から同年12月31日まで

(2) B種種類配当金の金額

B種種類配当金の額は、1,000円に年率4.9%を乗じて算出した額とし、各B種種類配当基準日につきB種種類株式1株当たり12.25円とします。ただし、2025年12月31日に終了する四半期配当期間におけるB種種類配当金はB種種類株式1株当たり0.40円とします。なお、かかる配当を行うB種種類配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げます。

(3) 累積条項

3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日としてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該配当の基準日に係る四半期配当期間に関するB種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、単利計算により当該四半期配当期間（以下、本(3)において「不足四半期配当期間」といいます。）の翌四半期配当期間以降に累積します（以下、累積した不足額を「累積未払B種種類配当金」といいます。）。この場合の単利計算は、不足四半期配当期間毎に、当該不足四半期配当期間の翌四半期配当期間の初日（同日を含みます。）から累積未払B種種類配当金相当額がB種種類株主等に対して支払われる日（同日を含みます。また、下記口(1)に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。）までの間について、当該不足四半期配当期間に係る不足額に対して、年率4.9%の利率で算出した金額を加算して行います。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てます。累積未払B種種類配当金については、上記(1)に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。なお、かかる配当を行う累積未払B種種類配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げます。

(4) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種種類配当金及び累積未払B種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当を行いません。

□ 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、1,000円（以下「B種残余財産分配基礎額」といいます。）に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」といいます。）における累積未払B種種類配当金の額及び経過B種種類配当金相当額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」といいます。）の金銭を支払う。

「経過B種種類配当金相当額」とは、分配日の属する四半期配当期間（上記イ(1)において定義された意味を有します。以下口において同じです。）の初日（同日を含みます。）から分配日（同日を含みます。）までの期間の日数に当該四半期配当期間に係るB種種類株式配当金の額を乗じた金額を、当該四半期配当期間に係る日数で除して得られる額をいいます（円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てます。）。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げます。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)の他、残余財産の分配は行いません。

ハ 議決権

B種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

二 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社は、種類株主総会を場所の定めのない種類株主総会とすることができます。
- (5) 毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とします。
- (6) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、B種種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じないものとします。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができるB種種類株主が存しない場合は、この限りではありません。
 - (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
 - (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ホ 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降の日本における営業日において、当社に対して、自己の保有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といいます。）ができる。この場合、当社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該B種種類株主に対し、下記(2)に定める数の当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を交付します。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、（ ）普通株式対価取得請求の対象となるB種種類株式に係るB種残余財産分配基礎額に、普通株式対価取得請求が行われた日（以下「転換請求日」といいます。）の直前の四半期配当期間の末日における累積未払B種種類配当金のうち当該転換請求日において未払いの金額を加えた金額を、（ ）転換価額で除して得られる数とします。なお、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱うものとします。

「転換価額」は、1,000円とします。ただし、下記(3)に定める調整が行われることがあります。

(3) 転換価額の調整

(a) B種種類株式の発行日の翌日（同日を含みます。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整します。

当社が、(a)株式分割を行う場合、(b)発行済当社普通株式をより少数の当社普通株式とする併合を行う場合、又は(c)当社普通株式を当社の他の有価証券に種類変更する場合には、B種種類株式の保有者が、上記各事由が効力を発生する直前（又は、当社が、株式分割、併合若しくは種類変更により発行された当社普通株式若しくはその他の有価証券を受領する権利を有するB種種類株式の保有者を確定するために事前の基準日を設定した場合は、当該基準日の直前）に普通株式対価取得請求を行っていたら、上記各事由の発生後に受領する権利が与えられたであろう数の当社普通株式及び／又は当社の他の有価証券を受領することができるよう、転換価額を適宜調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該各事由が効力を生じる日（若しくは上記基準日）又はその後に効力を生じるその他の転換価額の調整を妨げるものではありません。かかる転換価額の調整は、当該事由の効力発生と同時に、又は当該事由のために事前の基準日が設定された場合は当該基準日の直後に、効力を生じるものとします。ただし、当該取引が、適用ある法令に基づいて、当該事由を適法に行うために事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合であって、かつ当社普通株式又は当社の他の有価証券を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認される場合、当該調整は、当該承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとします。

当社が株式分割を行い、その基準日が下記の日である場合、当該株式分割に関する転換価額の調整は行われず、これに代えて、場合に応じ本(3)の他の適用ある規定に基づいて当該規定に定める算式の「n」に当該株式分割に従って発行される追加の当社普通株式の総数を加算して調整が行われるものとします。

- () 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権（新株予約権を含みます。）の割当、付与、発行又は募集のための基準日
- () 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当社普通株式に転換又は交換できる有価証券の発行に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- () 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- () 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権の付与日、発行日、譲渡日又は募集日

当社が、当社普通株式の保有者に対し、当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を割当て、付与し、発行し又は募集する場合において、

- () 当社が受領する当社普通株式 1 株当たりの対価が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の当社普通株式 1 株当たり株価を下回るとき、又は、
- () 当社が受領する当社普通株式 1 株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日本における日現在の当社普通株式 1 株当たり株価を下回るとき、

（上記（ ）の場合）かかる権利若しくは引受権を受領することができる当社普通株式の保有者を確定するための基準日現在又は（上記（ ）の場合）当社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + V}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = （上記（ ）の場合）当該基準日又は（上記（ ）の場合）当社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当社普通株式（その時点において発行済みであるものに限ります。）の数を除きます。

n = 当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権全部の行使により割当、発行又は取得される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって上記（ ）又は（場合により）上記（ ）に規定される当該当社普通株式 1 株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、上記（ ）の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記（ ）の場合、当社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとします。

当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）の当社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当該権利及び／又は引受権が他の者に対して募集され及び／又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合（特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問わない。）、当該募集及び／又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとします。

当社が、当社普通株式の保有者に対し、当社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を付与し、発行し又は募集する場合において、

() 当社が受領する当社普通株式 1 株当たりの対価が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の当社普通株式 1 株当たり株価を下回るとき、又は、

() 当社が受領する当社普通株式 1 株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日本における日現在の当社普通株式 1 株当たり株価を下回るとき、

(上記()の場合)かかる権利若しくは引受権を受領することができる株主を確定するための基準日現在又は(上記()の場合)当社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + V}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = (上記()の場合)当該基準日又は(上記()の場合)当社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数

n = 初の引受価額、買取価額又は取得価額によるすべての当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付又は交換権付有価証券全部の転換又は交換により取得される当社普通株式の数

V = 当社が受領する対価の総額をもって上記()又は(場合により)上記()に規定される当該当社普通株式 1 株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、上記()の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記()の場合、当社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

当社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）の当社普通株式の保有者に対する付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当社普通株式に転換又は交換できる当該有価証券（新株予約権付社債を含みます。）が他の者に対して募集され及び／又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合（特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問いません。）、当該募集及び／又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとします。

当社が、当社普通株式の保有者に対し、()当社の債務証書（社債等）、()当社の株式（当社普通株式を除きます。）、()当社の金銭若しくは資産、又は()当社の株式（当社普通株式を除きます。）若しくは有価証券を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含みます。）を配当する場合、当社普通株式に係る配当（会社法における「剰余金の配当」として、会社法が定める限度額に従います。）を含め、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{CMP - fmv}{CMP}$$

NCP	=	調整後の転換価額
OCP	=	調整前の転換価額
CMP	=	かかる配当（当社普通株式に係る配当を含みます。）を受領することができる株主を確定するための基準日現在の当社普通株式1株当たり株価
fmv	=	（ ）金銭配当以外の場合、配当される債務証書、株式、資産、権利若しくは引受権の当社普通株式1株当たりの公正市場価値（y）当社により決定され、又は（z）適用ある法令により当該決定が管轄権を有する裁判所に対する申立てによりなされる場合には、かかる裁判所若しくはかかる裁判所が選任する鑑定人により決定されます）又は（ ）金銭配当の場合、当該金銭配当の当社普通株式1株当たりの金額

かかる調整は、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとします。ただし、（a）適用ある法令に基づいて、かかる配当を適法に行うため事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合であって、かつかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認された場合、当該調整は、承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとし、また（b）配当される債務証書、株式又は資産、権利又は引受権の公正市場価値がかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日以降まで決定できない場合、当該調整は、かかる公正市場価値の決定により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとします。

当社が当社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を発行する場合において、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、当社が当該対価を決定する日本における日（当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該転換権付又は交換権付有価証券の発行に関する払込期間の末日現在において有効な転換価額は、次の算式により調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + V}{N + n}$$

NCP	=	調整後の転換価額
OCP	=	調整前の転換価額
N	=	当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数
n	=	当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当社普通株式の数
v	=	当社が受領する対価の総額をもって当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の（発行場所における）末日に対応する日本における暦日の直後に効力を生じるものとします。

当社が、（（ ）当社が割当、付与、発行又は募集する転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により発行若しくは譲渡される当社普通株式、（ ）当社が割当、付与、発行又は募集する権利若しくは引受権（新株予約権を含みます。）の行使により発行若しくは譲渡される当社普通株式、（ ）定款により許容される範囲において、当社普通株式の保有者に対して、当該当社普通株式と合算して当社普通株式1単元を構成させるために発行若しくは譲渡される当社普通株式、（ ）吸収分割によって当社に吸収合併される法人の株主、株式交換によって当社の完全子会社となる法人の株主若しくは株式交付によって当社の子会社とな

る法人の株主に対してその吸収合併、株式交換若しくは株式交付の直前の当該法人における持株比率に応じて発行若しくは譲渡される当社普通株式、又は()吸収分割によって当社に対して事業を譲渡する法人若しくは法人の株主に対して発行若しくは譲渡される当社普通株式のいずれにも該当しない)当社普通株式を発行又は譲渡する場合で、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、当社が当該対価を決定する日本における日(当該当社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の末日に有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + V}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当社普通株式(その時点において発行済みであるものに限ります。)の数を除きます。

n = 上記のとおり発行又は譲渡される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の(発行地又は譲渡地における)末日に当たる日本における暦日の直後に効力を生じるものとします。

当社が株主以外による当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券の引受け、買取り、又はその他の方法による取得を可能にする権利又は引受権(新株予約権を含みます。)を付与、発行又は募集する場合、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、当社が当該対価を決定する日本における日(当該権利又は引受権の付与、発行又は募集について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日現在に有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + V}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数

n = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額によるすべての当該権利若しくは引受権の行使により又はすべての当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、当該権利又は引受権が付与、発行又は募集される場所における暦日に対応する日本における暦日の直後に効力を生ずるものとします。

当社が転換価額の調整をB種種類株式の発行要項に従い要することとなる本(3)記載の種類の有価証券を付与、発行、譲渡又は募集し、かつ、当該有価証券の付与日、発行日、譲渡日若しくは募集日、又は(適用ある場合)かかる発行若しくは譲渡に関する払込期間の末日(いずれの場合も以下「関連日」といいます。)が、本(3)に記載される他の種類(同じ種類の異なるトランシェ又は発行を含みます。)の、同項に従った転換価額の調整を必要とする有価証券(当該有価証券すべてを以下「関連証券」といいます。)の関連日でもある場合、転換価額の調整は、同項に基づき別個には行われず、次の算式に従って一度に計算されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v1 + v2 + v3}{N + n1 + n2 + n3}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 関連日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n2」の定義に含まれる当社普通株式(その時点において発行済みであるものに限ります。)の数を除きます。

n1 = 初期転換価額若しくは初期転換比率又は初期交換価額若しくは初期交換比率による(関連証券に含まれる)転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当社普通株式の数

n2 = 発行又は譲渡される(関連証券に含まれる)当社普通株式の数

n3 = 初期引受価額、初期買取価額若しくは初期取得価額による(関連証券に含まれる)権利若しくは引受権の行使により取得される当社普通株式の数又は当該権利若しくは引受権の行使後に初期転換価額若しくは初期転換比率若しくは初期交換価額若しくは初期交換比率による当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当社普通株式の数

v1 = 当該転換権付又は交換権付有価証券について当社が受領する対価の総額をもって、当社が当該対価を決定する日本における日(当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

v2 = 当該当社普通株式の発行又は譲渡について当社が受領する対価の総額をもって、当社が当該対価を決定する日本における日(当該当社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

v3 = 当該権利又は引受権の行使及び(該当する場合)当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により受領する当社普通株式全部の発行又は譲渡により当社が受領する対価の総額をもって、当社が当該対価を決定する日本における日(当該権利又は引受権の付与、発行、譲渡又は募集について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、関連日である当該付与、発行、譲渡又は募集が行われる場所における暦日に対応する日本における暦日の直後に効力を生じるものとします。

「当社普通株式の終値」とは、ある当社普通株式取引日について東証において当社普通株式につきかかる当社普通株式取引日において最後に報告された（普通取引による）売値をいいます。

「当社普通株式取引日」とは、東証が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含みません。

「当社普通株式1株当たりの対価」とは、以下のものをいいます。

- () 金銭を対価とする当社普通株式の発行又は譲渡の場合、対価は当該金銭の額とします。ただし、いかなる場合でも、発行若しくは譲渡の引受けのため又はその他これらに関連して当社により又は当社のために支払われ又は発生した手数料又は費用については、控除しないものとします。
- () 全部又は一部が金銭以外を対価とする当社普通株式の発行又は譲渡の場合、金銭以外の対価は、その会計処理にかかわらず、当社が決定する公正な市場価値、又は適用ある日本法に従い当該決定が管轄裁判所への申立てによりなされる場合は、当該裁判所又は当該裁判所が任命した鑑定人が決定する公正な市場価値とみなします。
- () (a)当社が当社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を発行する場合、当社が受領する対価総額は、当該有価証券の対価に、当該有価証券が当初転換価額又は当初交換価額により転換又は交換された場合（及びそれを前提とした場合）に当社が受領する追加の対価（もしあれば）を加えた金額とみなし、(b)当社普通株式に転換又は交換できる有価証券を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）の割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当社が受領する対価（もしあれば）に、これらが当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合（及びそれを前提とした場合）に、また（該当する場合）その後に当該有価証券を当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率により転換又は交換した時に当社が受領する追加の対価を加えた金額とみなります。当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換又は交換により取得される当社普通株式の数（該当する場合）で除した金額とします（いずれの場合も対価は上記()及び()と同じ方法により決定されます。）。
- () 当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）の当社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当社が受領する対価（もしあれば）に、これらが当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合（及びそれを前提とした場合）に当社が受領する追加の対価（いずれの場合も対価は上記()及び()と同じ方法により決定されます。）を加えた金額とみなし、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該行使により取得される当社普通株式の数で除した金額とします。
- () 上記の規定に定める対価が円以外の通貨で受領される場合、当該対価は、当該当社普通株式の発行、当該有価証券の転換若しくは交換、又は当該権利若しくは引受権の行使の目的上定められた円と当該通貨との間の固定為替レートがある場合には、当該固定為替レートで円に換算されるものとし、それ以外の場合には、当該対価の計算が必要とされる日に日本の主要銀行が当該通貨の円建て電信送金によるスポット単位の売買の為替レート（直接レートが提示されていない場合は、米ドルを介したクロスレートの相場）の平均値で換算されるものとします。

「当社普通株式1株当たり株価」とは、当該日の45当社普通株式取引日前から開始する連続する30当社普通株式取引日における当社普通株式の毎日の終値の平均値をいう。かかる45当社普通株式取引日の期間中、又はその後転換価額の調整が実施される日まで（同日を含みません。）の期間において、転換価額の別途の調整を生じさせるような事由（当該調整を必要とする事由及び同一の当社普通株式1株当たり株価について調整を要する事由を除きます。）が発生した場合、上記で決定された当社普通株式1株当たり株価は、当該事由の影響

を補正するために当社が適切かつ公正と判断する方法及び範囲において調整されるものとします。

本(3)において「基準日」とは、当社普通株式の保有者に対する配当その他の分配を受ける権利又は当社普通株式の保有者の権利を確定するために定款で定められた日又は当社がその他の方法で定める日をいいます。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 又は のいずれかに該当する場合には、取締役会の決議により、転換価額の調整を適切に行うものとします。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他、発行済当社普通株式数（ただし、当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てます。

- (d) 当社普通株式又は当社普通株式を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含みます。）を、当社又はその子会社若しくは関係会社の従業員、元従業員、役員、監査役若しくは取締役（執行役員職に携わっているか、若しくは携わったことのある取締役、又はかかる者の個人的な役務提供会社を含みます。）、これらの者の配偶者若しくは親族、又はこれらの者のいずれかが関係する会社に対し、又はその利益のために、又はこれらの者の受託会社に対し、従業員又は役員の持株制度又はオプション制度に基づくものとして割当て、付与し、発行し、譲渡し、又は募集する場合、転換価額の調整は行いません。

（3）当社普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、実務上可能な限り速やかに、かつ、普通株式対価取得請求の効力発生から日本における8営業日以内に当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付します。

（4）金銭償還に伴う普通株式対価取得請求

疑義を避けるための付言として、B種種類株式に関して普通株式対価取得請求を行うB種種類株主の権利は、当該B種種類株式の取得日の2取引日前（同日を含みます。）まで有効に存続するものとします。

へ 金銭を対価とする取得条項

（1）金銭対価償還

当社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の株主に対する通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、当該B種種類株式の全部（一部は不可）を、下記(a)及び(b)のいずれかに該当する事由が生じた場合には取得することができます（以下「金銭対価償還」といいます。）。この場合、当社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、当該金銭対価償還に係るB種種類株式1株につき、下記(2)に定める金銭償還額相当額の金銭を交付します。

（a）ソフトコール条項による金銭対価償還

B種種類株式の終値が20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のあるB種残余財産分配基礎額の130%以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30日以内にB種種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議により別途定められる日にB種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができます。ただし、かかる取得日はB種種類株式の発行日の10年後の応当日以降でなければなりません。

一定の日における「B種種類株式の終値」とは、東京証券取引所におけるその日のB種種類株式の普通取引の終値をいいます。

「取引日」とは、東証が開設されている日をいい、B種種類株式の終値が発表されない日を含みません。

（b）クリーンアップ条項による金銭対価償還

B種種類株式の発行日後においてB種種類株式の発行済株式（自己株式を除きます。）に係るB種残余財産分配基礎額の合計金額が60億円を下回った場合、当社は、B種種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議により別途定められる日にB種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができます。

（2）金銭償還額

金銭償還額は、B種残余財産分配基礎額に、取得日における累積未払B種種類配当金の額及び経過B種種類配当金相当額を加えた額をいいます。なお、本(2)においては、累積未払B種種類配当金の計算における「累積未払B種種類配当金相当額がB種種類株主等に対して支払われる日」及び経過B種種類配当金相当額の計算における「分配日」を、それぞれ取得日と読み替えて、累積未払B種種類配当金及び経過B種種類配当金相当額を計算します。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

ト 金銭を対価とする取得請求権

(1) 上場中止に伴う金銭償還請求

B種種類株主は、自らが保有するB種種類株式の全部（一部は不可）を取得するよう当社に請求することができる（以下、かかる請求を「金銭償還請求（上場中止）」といいます。）。B種種類株主は、金銭償還請求（上場中止）を行う場合、請求通知期間に、当社に対して、金銭償還請求（上場中止）の行使を希望する旨の書面による通知（撤回不能）を行わなければなりません。金銭償還請求（上場中止）は、上場期限日の20取引日後の日に効力を生じるものとします。この場合、金銭償還請求（上場中止）の効力発生日において、当社は、当該B種種類株式の取得と引換えに、B種種類株主に対して、金銭償還請求（上場中止）が行使されたB種種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付します。

「請求通知期間」とは、上場期限日（同日を含みます。）からその10取引日後の日（同日を含みません。）までの期間をいいます。

「上場期限日」とは、2026年12月29日をいいます。

上記にかかわらず、B種種類株主は、(A)上場期限日を最終日とする20連続取引日における当社普通株式の日次VWAPの算術平均が上場期限日における転換価額を上回り、かつ、(B)上場期限日を最終日とするかかる20連続取引日における当社普通株式の日次流動性の算術平均が150億円以上である場合、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできません。

一定の日における当社普通株式の「VWAP」とは、当該日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格をいいます。

当社普通株式の「日次流動性」とは、各取引日において、ブルームバーグの<3350 JT Equity HP>ページで報告される当該日の東証における当社普通株式の取引高に、ブルームバーグの<3350 JT Equity VAP>ページで報告される当該日の当社普通株式のVWAPを乗じて得た金額をいいます。

また、B種種類株式が東証に上場された場合、B種種類株主は、B種種類株式の上場日以降、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできません。

(2) 組織再編事由、スクイーズアウト事由及び上場廃止事由による金銭償還請求

B種種類株主は、()組織再編事由、()スクイーズアウト事由、又は()上場廃止事由のいずれかが発生した後20取引日目までの間はいつでも、当社に書面で通知することにより、自らが保有するB種種類株式の全部（一部は不可）を取得するよう当社に請求することができます（以下、かかる請求を「金銭償還請求（組織再編等）」といいます。）。B種種類株主は、金銭償還請求（組織再編等）を行う場合、当社に対して、金銭償還請求（組織再編等）の行使を希望する旨の書面による通知（撤回不能）を行わなければなりません。この場合、当該B種種類株式の保有者による本(2)に基づく通知がなされた日から起算して5取引日後の日に、当社は、当該B種種類株式の取得と引換えに、B種種類株主に対して、金銭償還請求（組織再編等）が行われた各B種種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付します。当社は、()組織再編事由、()スクイーズアウト事由、又は()上場廃止事由のいずれかが発生した場合、その発生から5取引日以内に通知します。

「組織再編事由」とは、()合併事由、()資産譲渡事由、()会社分割事由、()持株会社事由、又は()法令にその時点で定められているその他の会社更生手続の株主総会決議の採択であって、その効果が合併事由、資産譲渡事由、会社分割事由及び／又は持株会社事由と実質的に同じであるものをいいます。

「合併事由」とは、当社と他の法人との新設合併又は当社と他の法人との吸收合併（ただし、当社が存続会社となる合併、新設合併又は吸收合併を除きます。）に関する株主総会決議の採択をいいます。

「資産譲渡事由」とは、当社の資産の全部又は実質的に全部を他の事業体に売却又は譲渡する旨の株主総会決議の採択をいいます。

「支配株主」とは、会社法に従って算出される株主総会の議決権の90%（又は定款に定められた90%を超える別の割合）以上を直接又は間接的に保有する当社普通株式の保有者をいいます。

「会社分割事由」とは、新設分割又は吸收分割についての株主総会決議の採択をいいます。

「上場廃止事由」とは、()当社以外の者（以下「公開買付者」といいます。）が、金融商品取引法に基づき、当社普通株式のすべての保有者（又は公開買付者、公開買付者が支配する会社、及び／若しくは公開買付者と関連若しくは協力関係を有する者以外のすべての保有者）に対し、当社普通株式の全部又は一

部の取得につき公開買付を行い、()当社が、金融商品取引法に基づき、当該公開買付に賛成する旨の意見を表明し、()当社又は公開買付者が、当該公開買付に基づく当社普通株式の取得の結果として、東証における当該当社普通株式の上場、相場付け若しくは取引が行われなくなる可能性があること又は当該上場、相場付け若しくは取引につき不適格となるおそれがある旨を公開買付届出書又はその訂正届出書に記載し、その他の方法でこれを公表し、又はこれを認めた場合(ただし、当社又は公開買付者が、当該取得後も当該上場、相場付け又は取引を継続するために最善の努力をする意思を公に表明する場合を除きます。)であって、かつ()公開買付者が当該公開買付により当社普通株式を取得した場合をいいます。

「持株会社事由」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の法人の完全子会社となることについての株主総会決議(株主総会の決議が不要なときは取締役会の決議)の採択をいいます。

「スクイーズアウト事由」とは、()当社を他の法人の完全子会社にすること(ただしこれに限定されません。)を目的として、定款を変更することにより、発行済当社普通株式を全部取得条項付種類株式に転換した上で、対価を得て発行済当社普通株式の全部を取得することを承認する株主総会決議の採択、()支配株主からの、当社普通株式の他の保有者(当社、及び支配株主が決定した場合には支配株主の完全子会社を除きます。)が保有する当社普通株式の全部を支配株主に売却することについての請求(株式売渡請求)を承認する取締役会決議の採択、又は()当社普通株式の東証における上場、相場付け若しくは取引が終了することが見込まれる、又は東証における上場、相場付け若しくは取引が不適格となることが見込まれる、当社普通株式の併合を承認する株主総会決議の採択をいいます。

チ 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の併合又は分割を行いません。
- (2) 当社は、B種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。
- (3) 当社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

未定

(2) 【募集の条件】

未定

3 【株式の引受け】

未定

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

ビットコインの取得の資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

B種種類株式を発行することの必要性及び相当性について

当社は、2025年から2027年にかけて21万ビットコインの取得を目指すビットコイン計画を、2025年6月6日付で公表しております。この計画は、2025年1月28日に公表した当初計画を大幅に上方修正したものであり、当社が掲げる成長戦略の中核をなすものです。これを着実に遂行するためには、今後も大規模な資金調達を実施できる体制を維持する必要があり、機動性と柔軟性を備えた資本政策の推進が不可欠です。2025年12月期においては、2025年3月24日に開催した定時株主総会及び2025年9月1日に開催した臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加をご承認いただきました。これにより、大規模な資本増強を実現し、調達資金を原資としてビットコインの取得を進めることができとなりました。その結果、2025年11月19日時点における当社のビットコイン保有残高は30,823BTCに達しております。また、BTCイールド（当社が保有するビットコイン数量を完全希薄化後の発行済普通株式数で割った数値の、比較対象期間における変化率を示す指標）は497%を達成し、1株当たりのビットコイン保有数量（希薄化後ベース）を年初比で約6倍に増加させることに成功いたしました。今後は、これまでの普通株式による資金調達に加え、種類株式（優先株式）を新たな調達手段として積極的に活用していくことを念頭に置き、より柔軟かつ機動的な資本政策を推進してまいります。

また、当社は、B種種類株式については、配当や残余財産の分配の場面においてA種種類株式に劣後するものの、いつでも行使できる取得請求権を付することで、株価上昇時のキャピタル・ゲインをより享受しやすい設計としております。また、海外機関投資家との対話を通じて把握した市場ニーズを踏まえ、配当頻度を年4回（四半期配当）としております。なお、特定日の到来を条件として自動的に取得がなされる一斉取得条項や、当社の任意の裁量による取得を可能とする取得条項は設けておりません。

このように、当社の資本政策の選択肢を拡大し、より柔軟で機動的な資金調達を可能とする体制を整備し、更なる事業戦略の推進に向けた成長投資資金を確保するための資金調達手法として、上記の性質を持つB種種類株式を発行することは有用な選択肢であり、B種種類株式を発行することの必要性及び相当性があると考えております。

なお、当社は、将来的には、B種種類株式の上場を目指しておりますが、種類株式の上場には、東証との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要があり、また、証券会社による当社種類株式の引受けの可否が現時点では未定であるため、最終的に当社種類株式の上場が認められない可能性があります。その場合には、当社は、本書を取り下げます。

A種種類株式、B種種類株式及び普通株式の優先順位について

A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、B種種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とします。

A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とします。

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行います。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月24日関東財務局長に提出
事業年度 第27期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月31日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第28期(自 2026年1月1日 至 2026年12月31日) 2027年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 第27期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月13日関東財務局長に提出
事業年度 第28期中(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日) 2026年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第29期中(自 2027年1月1日 至 2027年6月30日) 2027年8月16日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日(2025年12月23日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月26日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年4月11日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年4月25日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年5月14日に関東財務局長に提出
- (5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年7月16日に関東財務局長に提出
- (6) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月13日に関東財務局長に提出
- (7) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月13日に関東財務局長に提出
- (8) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月27日に関東財務局長に提出
- (9) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年9月2日に関東財務局長に提出
- (10) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月25日に関東財務局長に提出
- (11) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月13日に関東財務局長に提出
- (12) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月20日に関東財務局長に提出
- (13) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月23日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

- (1) 訂正報告書（上記3の2025年4月11日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年4月18日に関東財務局長に提出
- (2) 訂正報告書（上記3の2025年8月27日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年9月2日に関東財務局長に提出
- (3) 訂正報告書（上記3の2025年8月27日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年9月10日に関東財務局長に提出
- (4) 訂正報告書（上記3の2025年11月20日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年11月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日（2025年12月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本書提出日（2025年12月23日）現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メタプラネット本店
(東京都港区六本木六丁目10番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。